

第69回全国公立学校教頭会研究大会 兵庫大会 実行委員会に関する要綱

1. (目的)

この要綱は、令和9年に兵庫県で開催される第69回全国公立学校教頭会研究大会兵庫大会（以下研究大会）を開催するために設置される実行委員会の運営に必要な事項を定める。なお、研究大会は全国公立学校教頭会全国研究大会開催要綱（令和4年3月改正）および全国公立学校教頭会全国研究大会運営要領（令和4年3月改定）にもとづいて大会を開催する。

2. (組織)

実行委員会は運営委員会と実務委員会の合議体制とする。運営委員会・実務委員会のそれぞれの実施事項等については以下の各項目に定める。

【運営委員会に関する規定】

3. (実施事項)

運営委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 研究大会の企画・運営に関する実務方針・実務案の作成および大会の企画・運営・大会準備の実務補佐

4. (委員の構成)

運営委員会の委員の構成は以下のとおりとする。

- (1) 1 実行委員長 2 実行副委員長 3 事務局長 4 事務局次長 5 総務部長
6 総務部副部長 7 庶務部長 8 庶務部副部長 9 研究部長 10 研究部副部長
11 広報部長 12 広報部副部長 13 経理部長 14 経理部副部長
15 事務局員
- (2) 委員が諸事情により職務を続けることができない場合は、選出された地区からすみやかに代理を選出する。

5. (委員の職務)

各委員は協働し、それぞれの役職において主体的に実務に取り組む。

- (1) 実行委員長は、研究大会具体化への実務の遂行・研究大会の大会運営の責任者とする。
- (2) 実行委員長は、運営委員会での提案について委員会での協議を踏まえ承認する。
- (3) 実行委員長は、関係機関との連携・協力体制の構築に努める。

- (4) 実行副委員長は、実行委員長の職務を協働・補佐し、委員長が諸事情により職務を続けることができない場合は、職務を代理する。
- (5) 事務局長・事務局次長・事務局員（以下事務局）は、実行委員長・実行副委員長・各部（総務部・庶務部・研究部・広報部・経理部：以下各部）と連携を図り、各部へ実務案作成の方針を示す。また、実務案の確認・修正を行うとともに実務の進捗を把握し各部間実務の調整を行う。
- (6) 事務局は、実務の方針・案について必要に応じて全国公立学校教頭会総会・理事会・役員会等への提案・承認（確認）を得る。
- (7) 事務局は、定期的に兵庫県教頭会・神戸市教頭会と実務の進捗について情報共有を行う。

6. (各部の構成)

各部は、部長・副部長・係長で構成する。

7. (各部の業務)

各部は、部長・副部長・係長が連携を図り、実務を進めるとともに定期的に実務の進捗を事務局に報告する。

- (1) 各部と事務局および各部は相互に連携し、業務内容の最適化・効率化を図る。

8. (運営委員会の開催・運営)

実行委員長は、必要に応じて運営委員会を開催する。

- (1) 事務局は、日程調整を行い運営委員会の案内を作成して委員に連絡する。
- (2) 事務局は、運営委員会の要項を作成し当日の会場準備・運営委員会の運営を行う。
- (3) 事務局は、運営委員会の議事録を作成し委員と共有する。
- (4) 運営委員会参加時の勤務の取扱いについては、教頭会（全国・兵庫県・神戸市）や所属の教育委員会等と確認しそれぞれの実情を踏まえて取り扱う。

9. (実行委員会【運営委員会・実務委員会】・研究大会の運営に係る会計処理)

実行委員会・研究大会に必要な会計処理について別途規定を作成し、規定にもとづいて会計処理・会計監査を行う。

【実務委員会に関する規定】

10. (実施事項)

実務委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 運営委員会の提案についての協議・助言・承認
- (2) 大会準備の実務・実務補佐

11. (委員の構成)

実務委員会の委員は以下のように構成する。

- (1) 1 会長 (中播磨) 2 副会長 (11名 1 神戸小 2 神戸中 3 阪神南
4 阪神北 5 東播磨 6 北播磨 7 中播磨 8 西播磨 9 但馬 10 丹波
11 淡路)
3 各部係長 (14名 総務部：1 総務係長 2 渉外係長 庶務部：3 庶務係長
4 会場係長 5 IT 係長 研究部：6 全体係長 7 分科会係長 8 特Ⅱ係長
広報部：9 編集係長 10 広報係長 経理部：11 総務部会計 12 庶務部会計
13 研究部会計 14 広報部会計)

注) ここでいう会長・副会長とは、研究大会主催者としての大会会長・大会副会長の役職であり、その役職と実務委員会の委員を兼務しているかたちである。実行委員会や実務委員会の会長・副会長ではない。

- (2) 委員が諸事情により職務を続けることができない場合は、選出された地区からすみやかに代理を選出する。

12. (委員の職務)

各委員は協働し、それぞれの役職において主体的に実務に取り組む。

- (1) 会長は、研究大会の主催者としての役職と実務委員会の委員としての役職を兼務し、研究大会主催者の立場を踏まえ必要に応じて実行委員会へ助言する。
- (2) 副会長は、研究大会副主催者としての役職と実務委員会の委員としての役職を兼務し、運営委員会の大会企画・運営の提案について協議・助言・承認を行う。
- (3) 副会長は、選出地区担当の各部および事務局と連携し実務の補佐・進捗の把握に努める。

13. (実務委員会の開催・運営)

実行委員長は、必要に応じて実務委員会を開催する。

- (1) 事務局は、日程調整を行い実務委員会の案内を作成して委員に連絡する。
- (2) 事務局は、実務委員会の要項を作成し当日の会場準備・運営委員会の運営を行う。
- (3) 事務局は、実務委員会の議事録を作成し委員と共有する。

- (4) 実務委員会参加時の勤務の取扱いについては、教頭会（全国・兵庫県・神戸市）や所属の教育委員会等と確認しそれぞれの実情を踏まえて取り扱う。

14.（本要綱の改定について）

本要綱の改定については、状況・情勢を踏まえて実行委員長・実行副委員長・事務局が改定案を作成し、実行委員会の委員の概ねの承認をもって改定できる。

付 則

（施行期間）

本要綱は、実行委員会で承認された期日から令和10年3月31日までの期間効力を有する。